

第4回教育委員会臨時会 案件表

○ 日 時

令和3年3月6日（土）

○ 議 題

1 議 案

- | | | |
|------------|---------------------------------|-------|
| (1) 議案第16号 | 令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について | (資料1) |
| (2) 議案第17号 | 令和2年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について | (資料2) |
| (3) 議案第18号 | 令和2年度練馬区立図書館の開館時間の変更について | (資料3) |
| (4) 議案第19号 | 令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について | (資料4) |

議案第 16 号

令和 2 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 6 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和 3 年 3 月 6 日
教育振興部保健給食課

令和 2 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立少年自然の家条例第 11 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、以下のとおり練馬区立少年自然の家の臨時休館日を設定する。

- 1 臨時休館日
令和 3 年 3 月 8 日（月）から 3 月 21 日（日）まで
- 2 周知方法
練馬区ホームページおよびベルデ宿泊予約システムにより周知
- 3 練馬区の対応
参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 3 年 3 月 6 日付け）

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は3月5日、東京都を含む1都3県で、緊急事態宣言の期間を3月21日まで再延長した。これを受け都知事は同日、日中も含めた都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容とする緊急事態措置の期間を延長した。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、3月21日まで以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

区民の皆様へ、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底するようお願いする。

区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

通常、午後8時以降も開館している施設については、原則、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。

利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限とする。

ただし、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。

飲食を目的とした利用および入浴は、禁止する。

感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

【区主催のイベント・事業】

各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。

実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

歓送迎会、謝恩会、ランチ会等の会食は、お控えください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後8時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。

この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

議案第17号

令和2年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年3月6日

提出者 教育長 河 口 浩

令和2年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和 3 年 3 月 6 日
教育振興部学校教育支援センター

令和 2 年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立学校教育支援センター条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、練馬区立学校教育支援センターの開館時間を以下のとおり変更する。

1 変更の期間

令和 3 年 3 月 8 日（月）から 3 月 21 日（日）まで

2 開館時間

（変更前）午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

（変更後）午前 9 時から午後 8 時まで

3 周知方法

練馬区ホームページ、学校教育支援センターホームページ、館内ポスター掲示等により周知

4 練馬区の対応

参考資料

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 3 年 3 月 6 日付け）

(2) 利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について（令和 3 年 3 月 6 日付け 2 練企企第 10087 号）

5 その他

開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は3月5日、東京都を含む1都3県で、緊急事態宣言の期間を3月21日まで再延長した。これを受け都知事は同日、日中も含めた都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容とする緊急事態措置の期間を延長した。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、3月21日まで以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

区民の皆様、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底するようお願いする。

区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

通常、午後8時以降も開館している施設については、原則、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。

利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限とする。

ただし、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。

飲食を目的とした利用および入浴は、禁止する。

感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

【区主催のイベント・事業】

各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。

実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

歓送迎会、謝恩会、ランチ会等の会食は、お控えください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後8時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。

この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子
（公印省略）
総務部長 堀 和夫
（公印省略）

利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について

第 8 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定し、方針に基づく対応期間を令和 3 年 3 月 21 日まで延長しました。

つきましては、令和 3 年 1 月 8 日付け「利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」で通知した区立施設の利用時間を午後 8 時までに制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについても、下記のとおり令和 3 年 3 月 21 日まで延長します。なお、取扱い内容の変更はありません。

記

1 対応期間

令和 3 年 3 月 21 日まで

2 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。
- (2) 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から 5 割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額を行わない。
- (3) 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

3 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

4 使用料減免および利用承認等の手続について

- (1) 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。
- (2) 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

5 利用の定員を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 一般の利用者
5割減額
- (2) 通常時から減免対象の利用者
通常の見減割合を適用

詳しくは、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」をご参照ください。

なお、枠単位での貸出しで、利用時間を制限し、かつ定員も制限して貸し出す場合についても5割減額とします。

6 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

- (1) 使用料を全額還付する。
- (2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

【担当】

（施設使用料に関すること）

区政改革担当部 区政改革担当課 内線 5696

（条例・規則等に関すること）

総務部文書法務課 内線 5621～5623、5625

議案第 18 号

令和 2 年度練馬区立図書館の開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 6 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立図書館の開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和 3 年 3 月 6 日
教育振興部光が丘図書館

令和 2 年度練馬区立図書館の開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立図書館条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり練馬区立図書館 2 館の開館時間を変更する。

1 変更の期間

令和 3 年 3 月 8 日（月）から 3 月 21 日（日）まで

2 対象図書館

貫井図書館、春日町図書館

3 開館時間

（変更前）午前 9 時から午後 9 時まで

（変更後）午前 9 時から午後 8 時まで

4 周知方法

練馬区ホームページ、図書館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

5 練馬区への対応

参考資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 3 年 3 月 6 日付け）
- (2) 利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について（令和 3 年 3 月 6 日付け 2 練企企第 10087 号）

6 その他

- (1) 開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。
- (2) 上記対象図書館以外の練馬区立図書館における開館時間については、平日は午前 9 時から午後 8 時まで、土日祝日は午前 9 時から午後 7 時までのため、開館時間の変更は行わない。

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は3月5日、東京都を含む1都3県で、緊急事態宣言の期間を3月21日まで再延長した。これを受け都知事は同日、日中も含めた都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容とする緊急事態措置の期間を延長した。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、3月21日まで以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

区民の皆様、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底するようお願いする。

区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

通常、午後8時以降も開館している施設については、原則、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。

利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限とする。

ただし、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。

飲食を目的とした利用および入浴は、禁止する。

感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

【区主催のイベント・事業】

各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。

実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

歓送迎会、謝恩会、ランチ会等の会食は、お控えください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後8時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。

この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子
（公印省略）
総務部長 堀 和夫
（公印省略）

利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について

第 8 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定し、方針に基づく対応期間を令和 3 年 3 月 21 日まで延長しました。

つきましては、令和 3 年 1 月 8 日付け「利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」で通知した区立施設の利用時間を午後 8 時までに制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについても、下記のとおり令和 3 年 3 月 21 日まで延長します。なお、取扱い内容の変更はありません。

記

1 対応期間

令和 3 年 3 月 21 日まで

2 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。
- (2) 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から 5 割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額を行わない。
- (3) 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

3 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

4 使用料減免および利用承認等の手続について

- (1) 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。
- (2) 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

5 利用の定員を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 一般の利用者
5割減額
- (2) 通常時から減免対象の利用者
通常の減免割合を適用

詳しくは、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」をご参照ください。

なお、枠単位での貸出しで、利用時間を制限し、かつ定員も制限して貸し出す場合についても5割減額とします。

6 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

- (1) 使用料を全額還付する。
- (2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

【担当】

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部 区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部 文書法務課 内線 5621～5623、5625

議案第19号

令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年3月6日

提出者 教育長 河 口 浩

令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和 3 年 3 月 6 日
こども家庭部青少年課

令和 2 年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立青少年館条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり練馬区立青少年館の開館時間を変更する。

1 変更の期間

令和 3 年 3 月 8 日（月）から 3 月 21 日（日）まで

2 開館時間

（変更前）午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

（変更後）午前 9 時から午後 8 時まで

3 周知方法

練馬区ホームページ、青少年館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

4 練馬区の対応

参考資料

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 3 年 3 月 6 日付け）

(2) 利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について（令和 3 年 3 月 6 日付け 2 練企企第 10087 号）

5 その他

開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は3月5日、東京都を含む1都3県で、緊急事態宣言の期間を3月21日まで再延長した。これを受け都知事は同日、日中も含めた都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容とする緊急事態措置の期間を延長した。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、3月21日まで以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

区民の皆様、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底するようお願いする。

区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

通常、午後8時以降も開館している施設については、原則、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。

利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限とする。

ただし、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。

飲食を目的とした利用および入浴は、禁止する。

感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

【区主催のイベント・事業】

各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。

実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

歓送迎会、謝恩会、ランチ会等の会食は、お控えください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後8時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。

この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子
（公印省略）
総務部長 堀 和夫
（公印省略）

利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について

第 8 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定し、方針に基づく対応期間を令和 3 年 3 月 21 日まで延長しました。

つきましては、令和 3 年 1 月 8 日付け「利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」で通知した区立施設の利用時間を午後 8 時までに制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについても、下記のとおり令和 3 年 3 月 21 日まで延長します。なお、取扱い内容の変更はありません。

記

1 対応期間

令和 3 年 3 月 21 日まで

2 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。
- (2) 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から 5 割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額を行わない。
- (3) 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

3 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

4 使用料減免および利用承認等の手続について

- (1) 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。
- (2) 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

5 利用の定員を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 一般の利用者
5割減額
- (2) 通常時から減免対象の利用者
通常の減免割合を適用

詳しくは、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」をご参照ください。

なお、枠単位での貸出しで、利用時間を制限し、かつ定員も制限して貸し出す場合についても5割減額とします。

6 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

- (1) 使用料を全額還付する。
- (2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

【担当】

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部 区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部文書法務課 内線 5621～5623、5625